

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の概要

2023年7月



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

医療事故防止事業部

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の概要

1 経緯

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年6月法律第84号）により、薬局は「医療提供施設」として位置付けられ、薬局に対しては、「責任者の設置」や「手順書の作成」など、医療安全対策の体制整備が義務付けられた。

これを踏まえ、2008年度より厚生労働省において薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析を内容とする補助事業（薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業）が創設された。2008年6月に本財団は医療安全の推進における本事業の重要性を鑑み、事業の運営主体となることを決定した。

本事業は2008年10月1日に開始し、準備期間を経て、2009年4月1日に薬局の参加登録及び事例収集を開始した。

2 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の概要

【1】事業の目的

全国の薬局から報告された事例を分析・提供して、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的とする。

【2】事例の収集

（1）対象機関

本事業に参加を希望する薬局を対象とする。ただし、病院若しくは診療の調剤所を除く。

（2）収集する事例

本事業は、薬局で発生した、または発見した事例を収集する。

- 調剤に関するヒヤリ・ハット事例
- 疑義照会や処方医への情報提供に関する事例
- 特定保険医療材料等に関する事例
- 一般用医薬品等の販売に関する事例

報告期限は、事例を認識した日から原則として1ヶ月以内とする。

(3) 報告方法

報告はインターネット回線（SSL暗号化通信方式）を通じ、Web上の専用画面を用いて行う。報告方法は、報告画面に直接入力する方法と、指定フォーマット（XMLファイル）を作成し、ファイルを登録する方法がある。

【3】事例の分析・提供

(1) 集計・分析

公益財団法人日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部において行う。

(2) 集計・分析結果の提供

本事業の報告書・年報及びホームページを通じて、関係者や国民に情報提供する。

3 運営体制

薬局から事例を収集する第三者機関としての中立性・公平性を担保し、事業の円滑な運営を図るために以下の委員会や部会、事務局を設置している。

【1】医療事故防止事業 運営委員会

医療全般、安全対策などの医療専門職や一般有識者などで構成し、本事業の活動方針の検討及び活動内容の評価を行う。

【2】薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 総合評価部会

医療安全や安全対策の専門家などで構成し、後述の「専門分析班」が検討した報告書（案）、年報（案）及び共有すべき事例（案）を総合的に評価、検討する。また、分析手法や方法等に関する技術的支援も行う。

【3】専門分析班

薬局業務に精通し、医療安全に関わっている薬剤師などで構成し、報告事例の確認・分析などを行い、報告書（案）及び共有すべき事例（案）を検討する。

【4】事務局

日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部内に設置し、本事業の運営、報告書（案）及び共有すべき事例（案）の作成や事例の公表など事業の各業務を担う。